

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 京都府 第72600117号)

社会福祉法人 空心福祉会
にれの木園 ショートステイ
(高齢者複合福祉施設 にれの木園)

当事業所は契約者に対して指定短期入所生活介護サービス、指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス等」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 事業所名 社会福祉法人 空心福祉会
- (2) 所在地 京都府福知山市字天田小字大塚 14-1
- (3) 連絡先 Tel : 0773-22-0501 Fax : 0773-25-3445
E-mail : kuushin@skymind.jp
- (4) 代表者氏名 理事長 友次 秀正
- (5) 設立年月日 1989年1月14日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 短期入所生活介護事業所, 介護予防短期入所生活介護事業所
2000年4月1日指定(京都府 第2672600117号)
※当事業所は特別養護老人ホーム これの木園に併設されています。
- (2) 目的 介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むために必要な居室及び共用施設などをご利用いただき、短期入所生活介護サービス等を提供します。
- (3) 名称 これの木園 ショートステイ (高齢者複合福祉施設 これの木園)
- (4) 所在地 京都府福知山市字天田小字大塚 14-2
- (5) 連絡先 Tel : 0773-24-1015 Fax : 0773-24-1016
E-mail : nirenoki@skymind.jp
- (6) 管理者氏名 施設長 荻野 直也
- (7) 運営方針 契約者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由によりまたは契約者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護サービス等を提供します。居宅介護支援事業者その他保健、医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、短期入所生活介護サービス等の提供の開始前から終了にいたるまで、契約者が継続的に保健、医療または福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行います。
- (8) 開設年月日 2000年4月1日

(9) 通常の送迎の実施地域 福知山市（三和町・大江町・夜久野町を除く）

(10) 営業日、受付時間及び利用定員、受入可能（入所）時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00～17:30
利用定員	10人
受入可能時間 (入所時間)	9:30～17:00 ※原則

3. 居室・設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	内SS用は6室
2人部屋	1室	
4人部屋	12室	内SS用は1室
合計	23室	
食堂	1室	喫茶コーナー
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 平行棒・肋木他
浴室	2室	一般浴槽・座位浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護事業に必置が義務づけられている施設・設備要件を満たしています。なお、併設の介護老人福祉施設に要する居室・設備を含みます。

4. スタッフの配置状況

当事業所では、契約者に対して短期入所生活介護サービス等を提供するスタッフとして、以下の職種を配置しています。スタッフ数については、常勤換算で指定基準を満たしています。

職種	人数
施設長（管理者）	1名
生活相談員	1名
ケアワーカー（介護職）	21名
ナース（看護職）	3名
機能訓練指導員	1名
栄養士	1名
調理員（委託）	1名

※スタッフは特別養護老人ホーム にれの木園と兼務しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当事業所が提供するサービスについて、

- (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (イ) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護報酬告示上の額の自己負担分を負担していただきます。

利用料金：別紙「料金表」参照

<サービスの概要>

①入浴支援

- ・原則として、入浴を週 2 回以上行います。但し、ご入居者の体調等を勘案したうえで清拭とする場合があります。

②食事支援

- ・食事の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則とします。

③排泄支援

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

⑤送迎

ご希望により、当施設の車輛にてご自宅から当施設まで送迎します。

(送迎可能日) 月～土曜日

(送迎可能時間) 9:30～16:30 ※施設発時刻

なお、自宅所在地、送迎距離、入退所数、道路状況等により、到着時刻はご希望に添えない場合があります。個別に調整させていただきます。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①滞在費

利用料金：別紙「料金表」参照

②食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間)

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ ※食事時間は原則です。

利用料金：別紙「料金表」参照

③行事等において、ご希望により特別食の提供を行なったことに伴い必要となる費用

利用料金：300 円加算/食

④レクリエーション, 行事

契約者の希望によりレクリエーションに参加できます。

利用料金：材料費等の実費相当

⑤複写物 (コピー)

契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

利用料金：(白黒) 10 円/枚 (カラー) 50 円/枚

⑥Fax

スタッフの代行により、Fax を利用できます。

利用料金：(送信) 10 円/通信 (受信) 10 円/枚

⑦通常の送迎の実施地域外への送迎

通常の送迎の実施地域外にお住まいの方で、当事業所の送迎を利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域以外 10 キロメートル未満：300 円

実施地域以外 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満：500 円

以降 10 キロメートル毎に 300 円を加算

⑧その他日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるもの（個人の嗜好に基づくもの）にかかる費用を負担いただきます。

※これらは、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1 か月毎に計算し請求しますので、毎月 10 日までにお支払いください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）支払い方法は、口座振替、振込、または窓口支払いのいずれか希望に応じます。振込の場合、必ず契約者（利用者）名義にて振込んでください。

<振込口座>

金融機関名：京都北都信用金庫 篠尾支店

口 座：普通 店番 055 口座番号 1069291

名 義 人：社会福祉法人 空心福祉会

特別養護老人ホーム にれの木園

施設長 荻野 直也

金融機関名：ゆうちょ銀行

口 座：普通 記号 14460 番号 28567081

名 義 人：社会福祉法人 空心福祉会

※振込手数料は別途ご負担ください

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービス等の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

※契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態について、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者または身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、契約者または他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

日常生活上必要とされるもので、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持ち込みを制限します。詳細については、お尋ねください。

(2) 面会

面会時間 原則 10:00～20:00

※来訪者は必ず「来訪記録簿」（事務所受付カウンターに設置）に記入してください。

※なお、来訪される場合、ペット等の動物、危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

※場合によっては面会をお断りすることがあります。

(3) 外出

外出をされる場合は、「利用者外出・外泊届」を提出してください。

※外泊時の料金については、別紙「料金表」でお確かめください。外泊時にも居住費は、必要となります。但し、契約者の同意のうえ、短期入所生活介護事業に居室を使用する場合、居住費は減免されます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、食事代は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所のスタッフや他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

- ・建物内は全て禁煙となります。

8. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、契約者に故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<損害賠償がなされない場合>

以下の場合には、事業者の責めに帰すべき事由が認められない限り、契約者に生じた損害を賠償しません。

- ①契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、または虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害
- ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項(その日の体調や健康状態等)を事業者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害
- ③契約者の急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもつぱらの原因として発生した損害
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもつぱらの原因として発生した損害

9. サービス利用をやめる場合 (契約の終了)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約または契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下を参照してください。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下を参照してください。)

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに「解約届出書」を提出してください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①契約者が入院された場合
- ②契約者の居宅サービス計画が変更された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス等を実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 21 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 1 週間以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日間以内にこれが支払われない場合。
- ③契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が他の介護保険施設に入所、入院した場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らしません。なお、収集した個人情報については、「空心福祉会 Privacy Policy」に基づき管理します。また、サービス従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた契約者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。医療機関、居宅介護支援事業者等に対し、契約者に関する情報を提供する際には、予め文書（「個人情報使用同意書」）により契約者または家族の同意を得ます。

11. 緊急時、事故発生時の対応

契約者に対するサービスの提供により、状態の急変、事故等が発生した場合は、「緊急時対応マニュアル」に添って、速やかに契約者家族、当該契約者に係る居宅介護支援事業者等関係機関、福知山市及び京都府に連絡・報告を行う等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

12. 非常災害対策

管理者及び従業者のうち防火管理者を置き、非常災害に関する具体的計画(BCP・総合防災計画)を立案し、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。また、法人に防災対策委員会を置き、有事の対応に備えています。

13. 防犯セキュリティ対策

防犯対策として、夜間は管理宿直を置き、駐車場、外部からの出入口、リビング等の公共・共有スペースにセンサーカメラを設置しています。セキュリティ対策として、異状が検出された場合、提携の警備会社が駆けつけます。

14. 実習生の受け入れ

当施設は、後進の福祉人材の育成のため、社会福祉士、介護福祉士、外国人技能実習生等の実習を受け入れています。実習受け入れに当たっては、対象となる養成校、機関等と実習契約を結び、事故発生時の対応、個人情報の管理等について適正に対応できるよう備えています。実習生へはその目的とする範囲において、必要な情報を開示します。

また、実習指導者等による実習指導者部会を法人内に設置し、適正に実習受け入れが行える体制を整備しています。具体的な実習受け入れに当たっては、その種別、期間、人数等の概要を事前に施設内掲示板にてお知らせします。

15. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付け、解決に向け対応します。

また、ご意見はQRコード（オンラインフォーム）から受け付けます。

< 苦情受付窓口（担当者） >

部長 吉田 尚史

Tel : 0773-24-1015 受付時間 : 9:00~17:30



(2) 当事業所以外での苦情の受付

当事業所に直接の苦情申し立てが困難な場合、第三者の介入を希望される場合等において、苦情解決第三者委員を設置しております。第三者委員が間に立って、解決に向けた調整を行います。

< 苦情解決第三者委員 >

山口 剛（やまぐち つよし）

〒620-0940 京都府福知山市駅南町3丁目96-2

Tel : 0773-48-9453

衣川 眞司（きぬがわ しんじ）

〒620-0895 京都府福知山市字天田（緑ヶ丘）542-1

Tel : 0773-22-3312

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に市役所担当課、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

福知山市健康福祉部 高齢者福祉課	住 所：〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1 電 話：0773-24-7013 受付時間：8:30-17:15
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	住 所：〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内 電 話：075-354-9090 受付時間：9:00-17:00（12:00-13:00 除く）
京都府福祉サービス運営適正化 委員会	住 所：〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）5F 電 話：075-252-2152 受付時間：9:00-17:00

20 年 月 日

短期入所生活介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

これの木園 ショートステイ

説明者 役職名

氏 名

印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス等の提供開始及び利用料の徴収開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印 (続柄:)

身元引受人は、契約者に代わって、ケア方針や医療同意について確認、身柄の引き取り、退居手続き、支払いをする保証人的な役割を果たす者をいいます。身元引受人となる者は、各種手続き、事業者からの意向確認等において、家族等を代表して対応するものとします。